

令和7年度第9回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月22日(月) 午後2時から午後4時15分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会	長	1番	渡	邊	賢		
委	員	2番	鈴	木	ハマ子		
委	員	3番	桂	嶋	賢一		
委	員	4番	小	幡	康子		
委	員	5番	櫻	井	孝一		
委	員	6番	伊	藤	英樹		
委	員	7番	菊	地	豊志		
委	員	8番	郷	家	百合子		
委	員	9番	小	林	寅雄		
推	進	委	員	10番	庄	司	安伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信一
推	進	委	員	13番	高	橋	信博
推	進	委	員	14番	赤	間	良一

農業委員会事務局職員

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔

※佐藤事務局長は入院中のため欠席。

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

5番 櫻井孝一 委員

6番 伊藤英樹 委員

日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第13号 利府町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

日程第4 議案第14号 遊休農地の非農地判断について

日程第5 報告第16号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの結果報告について

5 会議の概要

局長補佐が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第9回利府町農業委員会総会】

1 開 会

補 佐 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第9回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

補 佐 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、これから議事に入ります。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員5名の計14名です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

5番 櫻井 孝一 委員、6番 伊藤 英樹 委員をお願いします。

議 長 「議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定につ

いて」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ申請番号1から3ページ申請番号6の内容の説明をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様でございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

農業者間の売買による所有権移転の案件が1件、農業者間の賃貸借契約による賃借権設定の案件が5件、計6件の申請が提出されておりますので順に説明させていただきます。

まず、申請番号1の内容からご説明いたします。

位置図について資料の4ページ、現況写真について別綴りの1ページをご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が町加瀬地区の■■■■さん、農業者になります。譲受人が沢乙地区の■■■■さん、こちらも農業者になります。

申請地は、沢乙字向山6番2になります。

地目ですが、登記簿が畑、現況が雑種地で面積が159㎡、市街化調整区域内の農地になります。

申請事由は経営拡大のための売買による所有権移転であります。

譲受人の沢乙地区、■■■■さんですが、経営面積が田畑合わせまして6,441㎡であります。

今回取得いたします畑と同じく、隣接する原野及び雑種地も■■■■さんから購入し、土地を合わせて使用し、ぶどうの苗木を植えるとのお話を伺っております。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、田畑合わせて現状で年間150日間の従事日数となっております。

先ほどご説明しましたとおり、今後ですが、■■■■さんは現在までもぶどうの栽培をやられてきておりますが、ぶどうの栽培面積を増やしていくことになりますので、従事日数は増えるものと考えられます。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

事務局 続きまして、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の5ページ、現況写真について別綴りの2ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸人が菅谷地区の■■■■さん、無職の方になります。
借人が同じく菅谷地区の■■■■さん、農業者になります。

本案件についてでございますが、これまでは作業受託による耕作でございましたが、今回、新規での3条申請となります。

本件につきましては、新規の申請となりますが、この後ご説明いたします5件につきましても菅谷地区の■■■■さんの案件となります。

先月お亡くなりになりました野中地区 ■■■■さんが耕作していた農地の後を早速引き継いでいただくこととなったことに伴う申請となります。

申請地ですが、菅谷字東谷地8番・10番・11番の計3筆になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が3筆合計で2,991㎡、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う5年間の賃借権設定となります。

当該ほ場につきましては、所有者の■■■■さんのほ場の隣接地を耕作しているため、■■■■さんから依頼を受け、作業受託によりこれまで耕作を行ってき

ておりましたが、今回、3条申請により賃借権設定を行うこととしたものであります。

借人の■■■■さんにおかれましては、自作地面積が11,177㎡、借入地面積が34,256㎡、計45,433㎡となっております。

■■■■さんも、昨年お怪我をされるなど体調的にもあまりよろしくはなくなっている状況ではありますが、■■■■さんがお亡くなりになり、かなりの面積が耕作されなくなってしまうことを懸念され、御自身の所有地や耕作地がある菅谷字東谷地・西谷地地区については荒らしたくないとの思いで、神谷沢地区の■■■■さん、大和町の■■■■さんなどと連絡を取り合っていたようで、皆さんで協力し、ほ場を分担して耕作していくということで後を引き継いでいただけのこととなりました。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■さんですが、専業になります。

現状で年間250日間の農業従事日数となっております。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。

これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、申請番号3の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の6ページ、現況写真について別綴りの3ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

ここから5件が、先ほど説明しましたとおり、■■■■さんが耕作されていた農地の案件になります。

届出人ですが、貸人が■■■■の■■■■さん、自営業者になります。

借人が菅谷地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地は、菅谷字西谷地 7 2 番・7 3 番・8 7 番 1・8 8 番・8 9 番 1・9 6 番 1 の計 6 筆になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が 6 筆合計で 5, 6 5 4 m²、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う 5 年間の賃借権設定となります。

審査基準については、前段で説明しましたとおりですので省略いたします。

続きまして、申請番号 4 の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の 7 ページ、現況写真について別綴りの 4 ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸人が■■■■の■■■■さん、農業者になります。

借人が菅谷地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地は、菅谷字西谷地 3 9 番・4 0 番の計 2 筆になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が 2 筆合計で 2, 0 5 8 m²、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う 5 年間の賃借権設定となります。

審査基準については、前段で説明しましたとおりですので省略いたします。

続きまして、申請番号 5 の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の 8 ページ、現況写真について別綴りの 5 ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸人が菅谷地区の■■■■さん、造園業者になります。

借人が同じく菅谷地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地は、菅谷字西谷地 1 0 0 番 1 ・菅谷字東谷地 1 5 番の計 2 筆になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が 2 筆合計で 1, 9 1 5 m²、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う 5 年間の賃借権設定となります。

審査基準については、前段で説明しましたとおりですので省略いたします。

続きまして、申請番号 6 の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の 9 ページ、現況写真について別綴りの 6 ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸人が■■■■の■■■■さん、自営業者になります。

借人が菅谷地区の■■■■さん、農業者になります。

申請地は、菅谷字西谷地 9 3 番 1 になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が 2, 7 1 6 m²、市街化調整区域内の農振農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う 5 年間の賃借権設定となります。

審査基準については、前段で説明しましたとおりですので省略いたします。

以上、菅谷地区 ■■■■さんには、新規にて 2, 9 9 1 m²、■■■■さん耕作分 1 2, 3 4 3 m²、計 1 5, 3 3 4 m²の農地をお引き受けいただくこととなります。

御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 次に、現地確認等の結果について、
番号 1 は、譲受人が沢乙地区の農業者になりますので、7 番 菊地 豊志
委員から、補足説明願います。

番号2から6につきましては、借受人が菅谷地区の農業者であるとともに農地につきましても菅谷地区となりますので、私（渡邊会長）より補足説明いたします。

初めに、7番 菊地 豊志委員よりお願いします。

菊地 豊志 委員

はい。この申請番号1番の場所は、八幡崎と沢乙との境目あたりになります。

尾根境で南側が八幡崎、北側が沢乙地区となっています。

それで、この「6番2」の下にある「39番」の土地、ここは笹町塾跡という史跡となっているところです。

■さんですが、家にも来まして、この場所でブドウを作りたいという話をされておりました。

「6番2」の続きに「5番2」という土地があるんですが、恐らくここも■さんの土地で、入口のところに今回の「6番2」がありますので、購入したいということになったのではないかと思います。

入口に他の方の農地があって作業的にしづらいということがあったのか、今回の申請地を含め一帯を所有の畑としてブドウ畑にしたいというお考えかもしれません。

先ほど事務局から説明がありましてとおり、この基本要件の1、効率的な利用ということで、一帯的にブドウ畑にするということによろしいのかなと思います。

農作業常時従事の要件ですが、今年も田んぼや畑でお会いしておりますので、年間150日以上は間違いなく従事しております。

それからもう一つ、基本要件の第6号、地域調和要件ですが、■さんは沢乙の実行組合長をやっておりますし、その辺は理解して農作業を行っていると思います。

機械関係も揃ってますね。労働力ですが、本人が150日以上従事できると思われますのでこれも大丈夫です、ちょっと心配だったのが、技術が十分に備わっているかということですかね。まず、ブドウというところで果樹になりますので。

ただ、本人のやる気があるようですし、まずはやる気がなければできませんので大丈夫だと思います。以上になります。

議 長 ありがとうございます。

それでは、続いて番号2番から6番については、借受人が菅谷地区の農業者であるとともに農地につきましても菅谷地区となりますので、私から補足説明いたします。

渡邊 賢 会長

先ほど事務局から説明がございましたが、番号の2番です。

借り人が■さん、認定農業者ということで、地域の担い手として活躍されております。

また、対象となる菅谷字東谷地8番ほか2筆につきましては、これまでもすべて水稻作

付けされてきており、適正に管理されてきております。

この土地につきましては、今までも何十年と■■■さんの土地を■■■さんが作ってきたということで、今回、農地法第3条による賃貸借の契約を行うものでありますので問題はないと思います。

番号3から6につきましても、これまで■■■さんが作ってきたところを荒らしておけないということで、■■■さんが作るということで申出があったものであります。

現地ですが、来年は集団転作で大豆作付地となりますので、水稻作付は再来年からということになりますけれども、今回、農地法第3条の申請が提出されたものでありますので特に問題はございません。

先ほどの事務局の説明で、■■■さんが怪我をされたという話がありましたが、息子さんも務めながらではあります但手伝う、それからお嫁さんと自分の娘も含め4人で現在も農作業を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

はい。伊藤です。

それでは番号の5番、東谷地の15番、ここって畑じゃなかったですか？

事務局 はい、では、資料8ページの航空写真重ねた位置図をご覧ください。

東谷地15番のですね、図面で言う北側が個人で貸している貸し農園になっていて、黄色枠で囲った部分、色を重ねてしまっていてちょっと見づらくなっておりますが、北東側と言ったらいいのでしょうか、右上と言ったらいいのでしょうか、この15番の田んぼの上ですね、5分の1ぐらいが畑として利用しているんですね。

田んぼなんですけど、部分的に畑として使っている。

それで、今回の賃貸借契約では畑になっている部分まですべて含めて■■■さんが借りるということになります。

まず、賃貸借なので、話し合いでどのように利用するのかなんですが、畑の部分を残すようにするのか？

■■■さんが借りていた時も畑として利用しており、所有者の■■■さんとの決めごとがあつてのことなのか理由がわからないのですが、部分的に畑の場所があります。

議 長 この写真の一番奥かな？

事務局 すいません、写真にありましたか？

議 長 写真の7ページ。

事務局 写真の7ページ・・・、あ、はい、そうですね、写真の7ページです。
7ページの下の写真の黄色い線の奥側ですね。
それも見づらくはありますが。
奥側が畑になっているのが分かるかとは思いますが。

議 長 これは分かってて借りたんだよね？

事務局 はい、本人分かっております。
前に借りていた■■■■さんも分かって借りていたと思うので、何か理由があるのかなとは思いますが。

伊藤 信一 委員

これとは別件なんですけど、今、■■■■さんの話ありました。
菅谷地区で1ha近くの面積が耕作できなくなると。
それと新藤倉、新幹線車両基地の南側でも作ってらっしゃったんですね。
その地権者さんから、今後どうなるのかという相談も受けてまして、今後の展望とかございましたらお聞かせいただけますか？

事務局 はい、それではただ今の件についてですが、おかげさまでと言いますか、ありがたいお話しなんですけど、菅谷の東谷地・西谷地につきましては、まあ一番面積的には大きいですが、こちらは何とかすべてのほ場をお引き受けいただける運びとなりました。

今後、この件については、神谷沢の■■■■さんの案件が上がってまいります。
それで、車両基地側、新藤倉なんですけど、菅谷地区ほどではないのですが、借りて作っていただいていた田んぼはございます。

そちらについては、まだ決定はしていないんです。

今後なんですけど、■■■■委員さんが一部作っていただけるというところもあり、後は、加瀬の■■■■さんですがちょっと難しそうですけど、何とかお引き受けいただければとは思っております。

あと、もう一つは、ちょっとびっくりしたんですけど、■■■■さんの息子さんが自分で作りたいと言っているようなんです。

まず、現在の契約は切れてしまうんですが、息子さんの名前で借り直して、以前役場職員であった■■■■さんの田んぼとかですね、■■■■さんだったかな、■■■■さんの田んぼですとか、あとは■■■■さんの田んぼ、このあたりを作ってもらえたらという感じです。

やはり、所有者の皆さんも心配してるんですよね、今後どうしたらいいだろう

ということで。当然そうだと思います。

お願いできそうかなとは思っているんですが、ご本人がやりたいというのはびつくりだったんです。

まず、方向的にはいい方向に向かっている現状です。

もちろん、皆さんの御協力があってこそなんですが。

絶対とは言えませんが、受け手がおらず田んぼが余ってしまうということにはならないのではないかと考えております。

伊藤 信一 委員

はい、わかりました。

議 長 その他にございませんか？

櫻井 孝一 委員

はい。直接関係はないんですけども、この地図で・・・。

事務局 何ページになりますでしょうか？

櫻井 孝一 委員

6ページかな、6ページの「菅谷字西谷地72番」とか「89番1」とかありますよね？

そこのカーブしてるとこの左側、ここ埋め立ててますよね？

ここも菅谷地区なんでしょうか？

事務局 はい、菅谷地区になります。ちょうど突端ですね。

櫻井 孝一 委員

埋め立てして、完了してるような感じで、その後何をするのかなって思ってたんですけど、書類が上がってきてないからさ。

事務局 これは、完了の書類は上がってきてるんです。完了しております。

ここって、田んぼだったところに盛土をして畑にしたところなんです。

現地は畑とは思えないほどの感じになってるんですけど。

盛った土も畑に適した土なのかというのもあります。

所有者なんですが、令和8年、来年ですね、この一帯の谷地地区、大豆の集団転作地になるんですが、この場所も計画地に入っております。

農協の転作組合で大豆を作付けするのに、蒔きやすくするためにわざわざ盛土をして畑にしたというお話なんです。

田んぼだと蒔きづらいだろうからということ。

結果、そのことがあだになってしまったんですが、田に盛土した畑は転作組合では対象外とするということなんですね。

播種機に影響があるということです。

所有者は良かれと思って盛土したんでしょうけど、結果、豆も蒔いてもらえない、恩恵も受けられないということになり、憤慨はされておりました。

役場が、農協が盛土してくださいとお願いしたわけではなく、御自身で田んぼのままでは管理ができない、野菜でも作るしかないということで盛土して現状変更した場所なんですよ。

櫻井 孝一 委員

盛土してたのは見てたから、何かできるのかなっては思ってたんだけど。

事務局 ■■■で農地に鉄くずを大々的に置いている場所ございますよね、あそこの所有者なんです。

ですので、この西谷地の農地を当時盛土したいと相談に来られた際に、あの■■■のようなことは絶対しないでくださいということで念押しいたしました。

盛土工事の上がりには■■■よりは当然よかったです、それでも、盛土状況はあのような状態です。

櫻井 孝一 委員

やっぱりこういうのは案件として出てこないとおかしいんじゃないでしょうかね？そういう方ならなおさら。

議 長 いや、案件としては、田んぼに盛土しますっていうことでは出てきてますよ。

櫻井 孝一 委員

あつ、出てるの？

事務局 はい、出てはきたんです。

議 長 畑としてきちんと作ってくださいねと、口酸っぱく言ってもダメなんですね。

事務局 何回お願いしてもダメなんですね。

議 長 ■■■のところも、昔、私も事務局に同行して行きましたけど、県からの現状復旧の命令なども当時出されたんですが、ぜんぜん従いもしないんです。

相手が中国人ということもあって。火事も2回くらいかな、出してますし。

事務局 水路への油流出とかもありましたしね。

議 長 保健所なんかもずいぶん動かれて、いろいろ指導はしていただいたようなんですけど、それでもダメ。

本人に言えば借りてる人に言ってください、借りてる側に言えば所有者に言ってくださいと、のりくりりで。

事務局 情報を入れさせていただきますと、その話なんですが、■■■か■■■か、■■■に移るはずだったんです。

それで向こうの委員会に相談されて、土地を購入できる見込みになったようなんですが、やはり何をするか説明しなきゃないですか？

向こうに説明して、借り手、確か■■■だったですかね、それを聞いたら全力で止められたみたいで、結局ない話になってしまったと、こういうことのようにあります。

議 長 現地の周辺は土地区画整理事業が動き出しますので、あと2～3年の辛抱で何とかなるのかなっては思いますけど。

事務局 この件は、当時、町も県も指導に動いたんです。

それでも聞く耳持たずと言いますか、聞くんですけど結果変わりませんでしたから聞いていないのと一緒にですね。

会長にも現地に行っていたいたんですけど。

議 長 最初行ったとき、砂利が置いてあったんですよ、畑なのに何で砂利なんかあるの？って聞いたんですが、何のこともなかったんです。

議 長 それでは長くなってしまいましたが、その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議 長 次に、日程第3「議案第13号 利府町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。

事務局から資料10ページの内容について説明をお願いします。

事務局　　続きまして、議案第13号 利府町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議になります。

こちらにつきましては、昨年初めて総会で決議をいただきました案件となりますが、他県にはなるんですが、農業委員会の不祥事が多発したことを受け、今年の1月総会時に決議したものであり、年1回、総会において決議することが求められているものであります。

資料の10ページ及び別にお配りいたしました通知関係文書をご覧ください。

本件を議案とした理由と経緯について改めて御説明いたします。

資料を読み上げる形での説明とさせていただきますので資料を見ながらお聞きいただければと思います。

昨年同様となりますが、本件を議案としました理由についてでございます。

農業委員会は、行政委員会のひとつであり、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、非常勤特別職の地方公務員であることから、法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正な執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、職務遂行における法令遵守の姿勢を明確にするため、申し合わせ内容を明文化し、取り組むものであります。

続きまして、経緯でございます。

事の発端は、令和元年10月、農業委員会の会長などが収賄容疑及び農地法違反で逮捕されるという不祥事が立て続けに発生したことに伴い、同年11月に開催しました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」というものが決議されております。

また、以前の総会でもお話しさせていただきましたが、本年度も委員、事務局職員による不祥事が発生してしまっております。

別綴りでお配りしましたとおり、このときの決議を踏まえ同年12月、全国農業会議所より、全国運動として農業委員会組織において綱紀粛正の徹底を図る取り組みを行うよう、通知が発出されたところであります。

本通知を受けまして、各農業委員会では、年1回以上、法令遵守の注意喚起に係る取り組みを実施することとなっております。

また、この申し合わせ決議については、総会議事録に残すよう指示されているところであります。

令和元年10月に連続して発生した農業委員会の不祥事を受け、同年12月に全国農業会議所及び宮城県農業会議からこの申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において法令遵守の申し合わせ決議、注意喚起を実施するよう、また、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年度1回以上、同様の取り組みを実施するよう依頼がありました。

昨年、初めてこの「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行ったところですが、今年もまた改めて決議をいただくものでございます。

それで、他所の委員会のホームページなんかに掲載されている議事録を拝見しますと、その中にあったんですが、要は、内容が内容なんで年1回、この申し合わせ決議を総会で行ってくださいという当時の通知にもありましたが、その議事録を拝見したところは議決が5～6年目のところでしたけど、この決議っていつまでやらなければならないのか？という質問が委員から出されておりました。

内容的に1回行えばいいのではないかといった感じでした。

ただですね、やはり年1回ということが当初から申し伝えられておりますから、これは年1回の決議というのはやらなければならないと思っております。

委員の皆様におかれましては、使命感をもって日々の委員活動に取り組んでおられると認識しておりまして、感謝を申し上げます。

本申し合わせ事項の内容については、法令を遵守するという当然の内容をまとめたものではあります。年1回、気持ちを改め、再確認、再認識する時間としたしまして、来年度以降も毎年12月総会時を目安に議案とさせていただければと思っております。

それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について私の方で読み上げさせていただきます。

資料11ページをお開きください。読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用する。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同条第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する。

- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し法令遵守を徹底するための研修等を実施する。

令和7年12月22日 利府町農業委員会 以上でございます。

なお、資料10ページ下段に農業委員会法関係条文を、参考で記載しておりますので再確認させていただきたいと思います。

農地法第31条の議事参与の制限については、委員本人又は同居親族、配偶者の案件に関する事項については、その議事に参与することができないことから、案件審議中については退席を求めています。

この内容についての条文になります。

農地法第33条の議事録につきましては、農林水産省令で規定されているとおり、総会での審議についての進行・説明・審議状況等については議事録を作成しインターネット、その他適切な方法により公表しなければならない。

この内容についての条文になります。

議事録については、毎回総会後に作成し、翌月の総会開催前に議事録署名人にあたっている委員から署名をいただき、その後、町ホームページに都度掲載し、公表の形をとっております。

現状、令和4年度・5年度・6年度の全総会分・令和7年度は10月総会分まで公表している状況となっております。

本日、先月総会時議事録署名委員の桂嶋委員・小幡委員のお二方から署名をいただきましたので11月総会の議事録についてホームページへ掲載いたします。

また、申し合わせ決議の最終のところにも記載いたしました「法令遵守を徹底するための研修」を実施する必要があるがございますので、不祥事の再発防止の観点に立ったコンプライアンス関係の研修会を、来月総会終了後に開催できればと考え

ております。

議長 ただいま、事務局から農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の内容について説明がありました。

また、申し合わせをする内容の決議文の朗読がありましたが、皆様もご承知のとおり、私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、特別職の地方公務員でございます。

このため、従わなければならない決まりがいろいろ設けられておりますけれども、その中に、「信用失墜の行為の禁止」が定められています。

この「信用失墜の行為の禁止」にはどのようなことが定められているかといいますと、その職の信用を傷つけたり、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならないということが規定されています。

本申し合わせ決議を行うきっかけとなりました、令和元年の不祥事や本年度も発生しております農業委員や事務局職員による不祥事は、農業委員会や農地制度の信用を著しく揺るがすものであるため、この規定に抵触します。

このことから、早急に信頼回復に努めなければなりません、一度失った信頼を取り戻すことは容易なことではありません。

本年度もそれぞれの自治体の農業委員会におきまして農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議し、組織一丸となって取り組むことにより再発防止また、信用回復に努めるものであり、事務局からの説明がありましたとおり、今回も年1回の決議を行うものでございます。

それでは、このことにつきまして、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本案は原案通り承認いたします。

議長 次に、日程第4「議案第14号 遊休農地の非農地判断について」を議題とします。

事務局から事前に資料が送付されており、各委員におかれましてはお目通しい

ただいているかと思いますが、別添資料により、事務局から内容の説明をお願いします。

事務局 本年9月から11月にかけて実施いたしました農地利用状況調査の結果、今後農地として利用していくことが難しいであろうと見受けられた農地について、事務局でリストアップいたしました。

本日いきなり資料を配布し、いかがでしょうかというのでは判断も難しいと思いましたので、本総会までにお目通しいただきたいと思ひまして、総会開催通知とあわせ、資料を事前に委員の皆様へ送付させていただきました。

農業委員会として、これらの農地について、今後、農地として再生利用が可能なのか、再生利用することは困難であり非農地として認定すべきなのかといったところを協議し、今後農地として利用することが難しいと判断できる農地について「非農地判断」を行う必要がございます。

この後、各委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議案説明の前に非農地判断につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

非農地判断とは、農業委員会が毎年実施いたします農地利用状況調査、農地パトロール等により、農地法第2条第1項に「農地」の規定がございますが、この「農地」とは、耕作の目的に供する土地、単純に申しますと、農地は農作物が耕作されるべき土地ということになろうかと思ひます。

これに該当する土地なのか否か、これについて判断することとされております。

判断基準につきまして、具体的には、人力または農業用機械では耕起・整地ができない土地、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業等が計画されていない土地であつて、

- ① 土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること
- ② 周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること

など農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合とされております。

また、非農地の決定については、農地・非農地として判断する対象地を、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員による現地調査を行い、農地法第2条第1項に規定される「農地」に該当しないと判断した場合は、その農地を非農

地として整理し、総会において議事案件として審議し、決定するものとされております。

なお、令和3年に農林水産省より宮城県あて「非農地判断の徹底について」といった通知がなされており、農地に該当しないと判断した土地の農地台帳からの除外について徹底し、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図られるようにとの指示が出されております。

別添で本通知文書の写しをお配りさせていただいておりますが、毎年1回の案件になりますので、再確認ということで国からの通知の内容を項目ごとに説明させていただきます。

お配りしております、農林水産省経営局農地政策課長通知をご覧くださいながらご確認ください。

まず、1ページ、1番のところについては前段で説明しました非農地判断の基準等についての部分になりますので省力します。

2ページ、6行目「しかしながら」とあるところからまいります。

農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら、放置されている農地がいまだ存在しているとして、次の3点があげられております。

① 農業委員会が非農地判断を行っても、土地所有者が不動産登記法第37条に基づく地目変更登記の申請をしないことが多い。

⇒この件は、利府町でも該当がございまして、そもそも非農地判断の内容が理解されていないことが多いのではないかと考えられその後の登記手続きについてもわからない。

⇒内容は理解しているが、所有者が高齢であるケースが多く、法務局へ手続きに行くこともままならない、登記変更するにもお金がかかるなど、様々な要因が関係してはいるのではないかと思います。

② 農用地区域から除外されることで乱開発されるという農村現場の懸念がある。

⇒農用地区域内の農地であっても、非農地判断せざるを得ない土地も出てきているところが多くなっており、農業委員会に非農地判断されたことにより、開発行為が行われることを懸念する農業者がいらっしゃるといった地域もあるようです。

③ 国土調査法に基づく地籍調査が行われていないことから、現地確認が困

難なため非農地判断ができない。

⇒この状況を放置すれば、農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続きを阻害することになります。

このような状況にある自治体は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が3人以上で利用状況調査を実施し、その結果に基づき再生利用が困難な農地と判断された場合は、地目変更登記の有無にかかわらず、調査後直ちに、非農地として農地台帳から除外する旨が示されております。

続きまして、2番、非農地判断した農地の地目変更登記についてでございます。

農業委員会の非農地判断を受け、非農地証明が出された後につきましては、法務局にて所有者が地目変更の手続きをすることとされております。

前段でふれましたが、農業委員会から非農地である旨の通知を受けた所有者が登記地目変更の手続きを行っていない事例が全国的に多数見受けられているようであります。

このことから、一部市町村では、農業委員会、固定資産課税担当部署及び法務局が連携し、農業委員会が非農地とした土地について、地方税法の規定に基づき市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申し出を行い、法務局が地目変更登記を行っているようです。

このような事例は、農地台帳と固定資産課税台帳との登記地目が合致し、以降の現況確認の事務負担の軽減にもつながることから、本町農業委員会事務局としまして関係部署との情報共有を行い、常に最新の農地情報に更新し保持するよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、申し上げますと、今月に入りまして2日（火）～4日（木）の3日間におきまして、農業委員会事務局にて農地や農家を管理するシステムがございしますが、そちらの人と土地の内容を町民課の住民基本台帳システムと税務課の固定資産課税台帳システムのデータと突合し、システムのデータを最新のものとするため、県農業会議を通じ、システム開発会社のデータ突合支援をいただき、データを最新にしております。

続きまして、3ページ、3番は省略し、4番、現況確認が困難な農地についてでございます。

農地利用状況調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員等が農地一筆ごとに現地確認することとなっておりますが、複数の筆で既に森林の様相を呈していることなどを目視により確認したときは、土地の境界が確定しない場合であっても、農業委員会として非農地判断を行った上で、まとめて農地台帳から除外す

ることは可能であるため、適切に実施するよう通知されております。

また、その際は、当該土地の現況写真を撮影し、適切に保存することも求められております。

続けて議案の内容について説明させていただきます。

別綴りの資料をご覧ください。

1 ページめくっていただきますと、事務局において、農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施した結果、調査した農地が「再生利用が困難な農地」と事務局にて判断した土地については、町内全地区で所有者数17名、筆数18筆、面積16,595㎡となりました。

地区別の内訳を申し上げます。

菅谷地区 所有者数2名、筆数2筆、面積1,290㎡

利府地区 所有者数2名、筆数2筆、面積1,973㎡

森郷地区 所有者数2名、筆数2筆、面積475㎡

春日地区 所有者数7名、筆数7筆、面積8,260㎡

となっております。

別綴りの資料に、今回、非農地として事務局にて判断した農地の情報を1筆づつ、航空写真、現況写真とあわせて掲載しております。

非農地として判断した土地については、いずれの土地も竹や木または雑草類が生い茂っており、山林原野化していると事務局で判断した土地になります。

現地調査の際に、すべての対象地の現況写真を撮影しており、所有者への説明や、農業委員会として判断等するための資料、土地地目変更登記の際に、現状を法務局登記官が判断する資料として提供するため、写真データにつきましてはしっかり保存しております。

なお、非農地判断通知の手順に基づき、事務局から12月23日、明日付けで土地所有者に対し、非農地判断に係る事前通知書を送付する予定です。

申出の期限である年明け1月23日までに所有者等から農地として利用するとの意向があった農地については、再度農地として管理することといたします。

農地法第2条第1項の規定に該当しないと判断された場合は、非農地判断後の手順に従い、農地所有者等に非農地通知を発出するとともに、農林水産課、税務

課などの町関連部局及び法務局に対し、情報提供いたします。

また、非農地通知書を発出する場合は、地目変更の登記を忘れずに行うよう所有者へ促すため、登記申請についての書類も同封したいと思います。

本日、皆様にも参考にお配りさせていただいております。

筆数が13筆となっており、写真での判断ということになりますので事前に資料をお送りさせていただいております。

事前にお目通しいただいているかと思いますが、各委員より意見等を頂戴できればと思います。長くなりましたが以上になります。

御審議よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

以前にお送りいただいている一覧表だと13筆なんですが、本日改めて配布された資料ですと18筆となっておりまして5筆多い、ただ写真がない。

事務局 大変申し訳ございません。ただ今橋本の方から指摘されまして……。事前にお送りしている側、13筆の方が正しいです。

伊藤 信一 委員

最初にもらった方が正解？

事務局 すみません、本日改めてお配りしたものが間違いになってしまいます。

増えたわけではなくて、元々は18筆だったんですが、最終確認の段階で、現地がすでに砂利が敷いてあったり、昨年もお指摘のあったような、判断をいただく必要がないと言いますか、要は農地転用の申請、届出がなされている場所が含まれていたため、差し引いたということです。

以前郵送した書類を本日お持ちいただければなんですが、本日お配りした書類で言いますと、「4・5・7・8・17番」の5筆が抜けるようになりまして13筆ということになります。

以前お送りしている方が正しいということで、ややこしくさせてしまい申し訳ございません。

議 長 例えば、 さんのところ、砂利敷いて車屋になっているところなのかな？

事務局 はい、そうです。

伊藤 信一 委員

では改めて、質問いいですか？

事前に郵送いただいた資料、写真も含めてですけど、これをもって非農地判断を求めるということでよろしいですかね？

事務局 はい。

伊藤 信一 委員

そうした場合、4番ですが、草を刈ってて管理されてる状況かと思うんですよ。ただ、砂利が入ってて、たまに車停まって、あれはいかがなものかなと思うんですよ。

これ、こちらから非農地ですよって■■■さんに対して言いますか？

事務局

ここは、登記上「田」なんですね。

それで、現地がこの写真の状態。

なので、現況を見る限り、農地ではないんですよ〜。

登記簿上は「田」であるということであって。

それで、当然強制するものではございませんので・・・。

伊藤 信一 委員

例えば、非農地証明をお願いしますと来る場合もあるだろうし、こちらからあたるということあるだろうし、その他については、茅とかいっぱいあるから、これは仕方ないとお客さんも納得するんだろうと思います。

ただ、ここについては、お寺さんのとこ草刈って車停めてるんだけど、田んぼから畑になってとか経過はわからないんだけど、作ってはないけど砂利は敷いてて。じゃあ、■■■さん、ここ田ではないから農地でないよと言うの？

いっぱいあるよね、こういうところ。

広告塔建ってたりもするよね、ここは。2011年の段階では存在してなかったから。

事務局

その辺も含めてご判断いただければということでございます。

確かに、趣旨と言いましょうか、状況は他とちょっと違うんですよ。

竹とか草とかがボーボーになっているようなところとは違うので。

櫻井 孝一 委員

あの〜、この看板ね。

看板ってよろしいんですか？

事務局

えっとですね〜、部分的に貸すというのはよろしいかと思うんですけど、ただ

これも、どうなのかな～、無断で貸してるわけではないと思うんですが・・・。

伊藤 信一 委員

基礎とか棒で日陰なったりなんかすると影響があるから、それはちょっとよろしくないかと。

ここは何かというか、そういう可能性がある場所だから。

埋めた理由は昔だろうからわからないけどもさ。

事務局 調べてみないとわかりませんが、恐らく状況から想定できるのは、農地転用の申請が出ている場所かなとも思います。

申請をして許可を受けて、現状になっている。

所有者も変わっていないんで恐らく4条申請かと。

そして、許可を受けたはいいですが地目変更登記を行っていない、ということではないかとも思います。

ですので、これは■■■■さん本人が法務局に行かない限り、修正されないということになります。単にそれをしていなかっただけということではないかなと。

ただし、あくまで想定ですので、調べたいと思います。

もし、許可を受けていたとして何十年も前であれば許可書も紛失してしまっていないということも考えられますし、万が一ない場合でも、例えば、平成初期に許可申請し、許可を受けましたと。当時、許可申請をして、間違いなく許可を受けてますという証明をすることは可能なんです。

伊藤 信一 委員

追認してやるってこと？

事務局 いえ、追認ではなく、申請は出てるわけですから、その事実についての証明ですね。

伊藤 信一 委員

記憶の中でしか分からない話では？

事務局 事務局の方で昭和50年代くらいからの各年のデータは保管できておりますので、遡って調べられます。

伊藤 信一 委員

なるほどね、であれば我々側からどうこうすることではないということですかね。

事務局 確かに、そういう考え方もできますね。

その辺も含めて、非農地判断した方がいい、しない方がいいという判断をいただければということになります。

ただ今の信一委員のようにご意見を頂けますとありがたいです。

菊地 豊志 委員

じゃあいいですか。

2番と3番、これは非農地としていただいていいです。

私も現地見てるんですけど、長年作ってないですし、これから作るということもないでしょうから、ここは出していいと思います。

議 長 その他ございませんか。

事務局 ちなみに4番はいかがでしょうか。4番。

あえて農業委員会として非農地判断をする場所ではないということによろしいですか？

例えば、今、私説明させていただきましたが、すでに農地転用の申請や届出が出て、会長名で受理済み証、県知事名での許可証が出てれば、そっち側から誘導するということによろしければ。

許可証が出てるのであれば、じゃあ法務局で地目変更してくださいねと、そのためにもう許可証はなくてということであれば許可を受けている証明を受けてもらってといった形でいければ、この一覧表からは除くということになろうかと思いますがいかがでしょうか？

(異議なし)

事務局 ありがとうございます。

それでは4番は一覧表から除かせていただきます。

議 長 5番から13番はいかがでしょうか？

事務局 あと残りはすべて状況的には同じような状況とはなっておりますが。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

(質疑なし)

質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、4番を除いた案で承認することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本案は4番を除いた案にて承認いたします。

櫻井 孝一 委員

本当に貸し看板って関係ないんですか？
許可っていらなの？

事務局 貸し看板の件も、申請出てるかどうか一緒に確認しますので。

櫻井 孝一 委員

この場所だけでなく他のところにもいろいろあるからさ。
山とかにある分はいいと思うんだけど。

事務局 農地に建てる場合は許可がいります。

後は期間ですね、期間がどのくらいかで恒久転用なのか一時転用なのかの違いは出てきますが。

櫻井 孝一 委員

許可なく建ててはダメなのね？

事務局 はい、ダメです。

櫻井 孝一 委員

自分が逆の立場だったらね、看板貸して看板代で入ってくるならいい話だなんて思うけどね。

議 長 それではよろしいですか？

それでは次にまいります、日程第5 「報告第16号 農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせんの結果報告について」を議題とします。

それでは、この度のあっせんの結果について、

あっせん委員の、2番 鈴木 ハマ子 委員 から結果報告願います。

鈴木 ハマ子 委員

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地移動適正化あっせん事業のあっせん結果について報告します。

12月19日（金）午前10時からあっせん委員会を開催しました。

当日は、あっせん委員に指名された、庄司安伸委員と鈴木ハマ子、並びに渡邊会長にも出席をいただき、事務局からは鈴木補佐、橋本主事が出席いたしました。

当日は、3件のあっせんに係る案件について協議を行いました。

今回あっせんした農地は、以前から事務局より情報提供があったように、森郷字関根地区の農地で、売り手と買い手双方ともご本人が出席されました。

あっせんの結果、3案件とも売り手・買い手双方にて内容を確認しあい、売買価格も折り合いがついたことから、売買でのあっせん成立となり、あっせん調書に双方が署名捺印を行い、売買契約が成立しました。

なお、代金の支払い時期と方法、農地法第3条許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法について双方にて確認しました。

あっせん内容の詳細については、別で配布されたあっせん調書をご覧ください。

以上、報告いたします。

事務局 ただいま、あっせん委員をお願いいたしました鈴木 ハマ子 委員よりご報告がございましたとおり、本町で初となりました「農地移動適正化あっせん事業」による農地のあっせんが成立いたしました。

今回の農地移動適正化あっせん事業に基づき、農地のあっせんを行いました結果について御報告いたします。

まず、資料の13ページをご覧ください。

農地あっせん結果報告書ということで、森郷字関根地区の農地が該当になりましたので、森郷地区担当の鈴木 ハマ子 委員が主の担当ということになり、あっせん委員に、また、あっせん委員お二人でと決めさせていただいておりましたので、農地利用最適化推進委員から番号順に、今回は庄司 安伸 委員にもあっせん委員をお願いしたところであります。

それで今回3件、あっせん事業を活用した案件がございました。

まず、1件目ですが資料14ページになります。

買い手は同じ方、売り手が3名ということになります。

森郷字関根地区となりますので、農振農用地区域内の農地ということになりました。本事業自体が農振農用地区域でしか使えない事業にはなるのですが。

本年の1件目ということになります。

番号 R7-1

あっせん委員は鈴木 ハマ子 委員、庄司 安伸 委員です。

あっせん年月日は令和7年12月19日（金）です。

あっせん内容は売買になります。

農地の内訳のところですが、譲渡人、売り手になりますが、森郷地区の ■■■■■ さんになります。

譲受人、買い手になりますが、同じく森郷地区の ■■■■■ さんになります。

農地の所在ですが、今回、農振農用地区域内の農地ということになりまして、利府町森郷字関根地区の農地となります。

49番1・50番・52番1・78番の計4筆となります。

地目はすべて畑です。

面積は4筆合計で1,515㎡です。

売買価格は双方協議の上、「■■■■■万円」での合意となりました。

2件目です。15ページお願いします。

番号 R7-2

あっせん委員は鈴木 ハマ子 委員、庄司 安伸 委員です。

あっせん年月日は令和7年12月19日（金）です。

あっせん内容は売買になります。

譲渡人、売り手になりますが、[]の []さんになります。

譲受人、買い手になりますが、森郷地区の []さんになります。

農地の所在ですが、同じく農振農用地区域内の農地ということになりまして、利府町森郷字関根地区の農地となります。

56番・57番1・65番の計3筆となります。

地目はすべて畑です。

面積は3筆合計で5,706㎡です。

売買価格は双方協議の上、「[]万円」での合意となりました。

最後に3件目です。16ページお願いします。

番号 R7-3

あっせん委員は鈴木 ハマ子 委員、庄司 安伸 委員です。

あっせん年月日は令和7年12月19日（金）です。

あっせん内容は売買になります。

譲渡人、売り手になりますが、森郷地区の []さんになります。

譲受人、買い手になりますが、森郷地区の []さんになります。

農地の所在ですが、同じく農振農用地区域内の農地ということになりまして、利府町森郷字関根地区の農地となります。

75番・76番の計2筆となります。

地目はすべて田です。

面積は2筆合計で1,384㎡です。

売買価格は双方協議の上、「[]万円」での合意となりました。

あとそれぞれ14・15・16ページのあっせん調書の真ん中下くらいに記載しておりますとおり、備考欄に4項目記載がございますが、1つ目が農地の売買価格ですね、先ほどそれぞれについての説明をさせていただきましたが、売買金額を転記しております。

2つ目が、売買契約が成立した後に農地法3条申請を行う必要がございます。

その申請・許可後の売買代金の支払方法ですね、こちらを決めてもらった内容です。

それから、3つ目が、売買代金の支払いが終わりますと、所有権の移転登記手続きを行うこととなりますので、誰が行うかという取り決めです。

こちらは譲受人の■■■■さん側で行うこととなったものです。

最後4つ目がこちらの土地にかかる固定資産税の支払いをどなたがいたしますかということで、令和8年度の第1期については譲渡人、売り手側が支払うということで折り合いがついたものでございます。

ということで今回、初めてのあっせん事業を活用しての農地売買となったわけでございますが、委員の皆様の御協力をいただきまして何とか契約成立までもっていくことができました。

これは情報提供ということになりますが、今回売買契約が成立した土地は、森郷字関根地区ということで、現状は荒れている状況ではありますが、該当農地を購入された■■■■さんにつきましては、以前から委員の皆様に情報共有してまいりましたとおり、本年5月に町の認定を受け、新たに農業を始めていく認定新規就農者の方になります。

果樹ですね、ぶどうをメインに栽培を行っていき、将来的にはワイナリーを経営したいという大きな目標も掲げられております。

今回のあっせん申し出に間に合わなかった農地がまだ2〜3筆残っておりますし、今後申し出がなされるかと思っておりますし、他の地区でも本事業を活用し、農用地区域内の農地を取得したいという農業者も出てくるのではないかなと思うんですけれども、農地を購入したいとの申し出が出された方のお住まいの地区の担当委員が基本、主担当としてあっせん委員になっていただこうと考えてはおりますので、案件があるごとにご相談させていただければと思います。

まず、そんなに頻繁に案件が出てくるものではないかと思われませんが、あっせん事業ですね、始動しましたということになりますね。

今回の農地の売り手の皆様も、■■■■さんのがんばりに期待し、御自身の農地を■■■■さんに託していただいたものだと思います。

■■■■さんがこれから農業を生業としていかれるにあたり、町としてもバックアップしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 それでは、事務局の内容の説明及びあっせん委員からの報告がありましたのでこれより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

(意見等なし)

ご質問・ご意見等がないようです。

以前より、事務局から説明がありましたので、それに伴っての今回の売買契約ということになりますので、皆様ご承知いただいたということかと思えます。

それでは、こちらは報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、「報告第17号 非農地証明取下げ願いについて」を議題とします。

事務局より、資料17ページからの内容の説明をお願いします。

事務局 資料17ページをご覧ください。

報告第17号 非農地証明取下げ願いについて御説明いたします。

令和元年度の案件でございまして、令和2年2月17日付けで非農地証明願いが提出され、そちらを受けまして同年3月25日に非農地証明書を発行したものであります。

詳細でございますが、農地転用の届出がこれまでも度々ございましたが、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業、神谷沢金沢地区の土地区画整理事業関連となりますが、こちらの造成工事に伴い、土地区画整理組合からの要望により、当該農地の一部を工事車両の通路として使用させており、非農地として証明をしております。

元々、農地として利用していた土地の一部分についての非農地扱いでありましたが、造成工事が完了したことにより、道路としての機能が不要となったことから、以前のように農地として利用したいとのことで、令和元年当時の非農地証明を取り下げたいとの相談がございました。

非農地証明の取り下げについて、ご説明いたしますが、まず、一度発行された非農地証明書は基本的に取り消すことはできません。

取り消すためには、該当する土地を農地として復旧させる必要があります。

取り下げを行う場合は、土地の所在などの情報と取下げ理由を記した「非農地証明取下げ願い」を農業委員会に提出する必要があります。

農業委員会において現地を確認し、総会等において各委員から間違いなく農地に回復したと認められた場合に限り取り消しが可能となるものであります。

それでは、所在等について申し上げます。

今回の非農地証明取下げ願いを提出された願出人ですが、神谷沢地区の
[REDACTED] さんです。

土地の所在ですが、利府町神谷沢字金沢 6 4 番 1 の一部になります。

地目が畑、面積については、金沢 6 4 番 1 全体で 7 9 8 m²、うち非農地として証明したのが 3 8 m²になります。

先ほどご説明しましたとおり、ご相談があった際に、非農地証明取下げにあたっては、事前に当該地を農地として復旧させる必要がある旨を説明しまして、本日の資料に写真を添付いたしました。が、現地は現状復旧が完了しており、確認をしております。

ねぎを植えたり、すでにビニールハウスもありまして、ご本人も農地として利用していく旨のお話ですので、今後も可能な限り農地として利用されていくと思います。

このことから、現地に対し出しました非農地証明を取り下げ、改めて農地として取り扱うことについて、委員のご意見を頂戴できればと思います、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事務局の内容の説明がありましたのでこれより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

はい。この 6 4 番 1、1 9 ページの黄色枠全部が 7 9 8 m²ということでしょうか？

事務局 そうですね。1 9 ページ、位置図ありますが、6 4 番 1 というのが黄色い線で囲った部分になります。

ちょっと見えづらかったんですけど、南側って言ったらいいか西側って言ったらいいかですが、図面で言えば西側になるんですかね、赤の点線で表示している形的に三角形になっているところ、こちらが非農地証明願いを提出した農地になります。

菊地 豊志 委員

この中の一部分が非農地ということなんですか？

事務局

そうです。全部が全部非農地ではなくて、赤い点線部分になります。
航空写真を重ねてますけど、道路がかかって見れると思います。
この航空写真は令和4年度撮影のものになるので、この状態なんですけど。
本当に部分的ですね、入り口をちょっと広げたイメージでしょうかね。

庄司 安伸 委員

そうです。
その前は大木が5本くらいあったのね～。
伐採したんですね、すごい重機が入ってね、

事務局

この金沢64番1は、黄色い線なんですがこの赤点線まで含めての土地だったんです。

菊地 豊志 委員

ということは？残った部分は非農地ということですか？

事務局

いえ、この赤点線部分のみ38㎡、こちらが非農地証明を出している部分になります。
航空写真できれいにビニールハウス写ってますが、そこはそもそもが農地だったわけで、ここを非農地証明したわけではありません。
一つの農地の一部分のみを非農地証明したわけですね。

庄司 安伸 委員

法務局に行っていないから、保留ということなんだね。

事務局

そのとおりです。
資料19ページ下段の左側の部分、赤点線が入ってる部分だけを非農地証明したということでございまして、この非農地証明を出した部分も農地に戻して64番1を全体で農地として利用したいということでございました。

菊地 豊志 委員

これは当時、分筆なんかはしなかったんですかね？

事務局

しなかったようですね。
本来は、一筆の一部の非農地証明を受けた段階で分筆をしなければならないんですが、もしかすると当時からゆくゆくは農地に戻すお考えもあったのかな・・・。

いや、違いますね、非農地証明願いを出して証明を受けるということは農地として利用する考えがない若しくは農地として利用できなくなるということだと思いますね。

当時、この目的であれば一時転用でよかったんですよ。

なおさら、農地として利用するのであればそうなんです。

当時の担当がどのように相談を受け、この非農地証明の判断としたかがわからないので何とも言えないんですが。

まあ、土地区画整理事業に絡んでの話ですから、工期が見えませんか、工期が読みづらかったということもあったのではないかと思います。

一時転用っていいところ2年くらいだと思うんです。

大体半年とか1年とかっていうのが多いです。

それが3年とか4年ってなりますと、それって一時転用ですか？

恒久転用じゃないですか？ってなってしまいますよね。

それにしても、当時非農地証明したというのもどうだったのかなとは思いますが、結果、このようになったわけなので。

議 長 それでは、その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

(その他質疑なし)

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、その他に移ります。

資料22ページから24ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

2 番 鈴木 ハマ子 委員

24ページ 1205番 初期確認です。

事務局 あとですね、すみません、郷家百合子委員さん、1164番・1165番ですが、 さんの件ですが、これですね、工期延長の書類が出ましたので直しております。

工期が令和8年7月末までということになります。「転用末日」の欄ですね。

それから、ハマ子委員すみません。1195番、23ページの一番下です、この完了が出ておりましたので現地の確認だけよろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。

菊地 豊志 委員

ちょっとだけ質問いいですか？

1202番なんですけど、住宅用地整備の案件なんですけど、基礎工事は終わったんですが、擁壁なんかも組んで、後は建てるだけになってるんです。

まだ家は建ってないんですが、これはどの段階で完了確認すればよろしいでしょうかね？

最後に家が建ったらということですか？

事務局 こちらは確か住宅建築までの内容だったと思うので、その場合は住宅が建ったら完了という判断でよろしいかと思います。

そして、この場所なんですけど市街化区域となっております、完了報告書の提出は求めておりませんので、頻繁に行かれる必要はありませんが、適度に巡回いただき、完了を確認いただきますようお願いします。

菊地 豊志 委員

わかりました。ただ、これ転用末日の欄、令和7年の8月31日までとなっているんですが、まだ建て始まってもないんですね。

事務局 そうですね、これは延期の手続き取ってもらうように電話してみます。

菊地 豊志 委員

お願いします。では、ここは家が建ってから確認ということ。

事務局 そうですね、お願いします。

庄司 安伸 委員

いいですか。菊地委員に付随してというわけではないんですが、転用末日なんですけど、金沢の土地区画整理事業の案件ね、令和7年8月31日となっているのでこちらでもご確認いただければと思います。

あとできればその時、昨日も現地行ってきたんですけど、3棟なんですけど基礎工事、氏名ね、標識にSさんとかHさんとかってしか載ってないのさ。

できれば位置図に具体的に氏名ね、載せたものをいただきたいんです。
個人情報とかいろいろあると思うんだけど、確認するということでは必要な情報ですのよね。

事務局 わかりました、ありがとうございます。
それから、1204番はどうでしょうか？
えっとー、ハマ子委員担当です。

■■■■さんの案件です。
■■■■のところですよ。
■■■■さんの田んぼだったところでね。

鈴木 ハマ子 委員
ここって完了報告来てますか？

事務局 いや、来てはないですし。というか、ここって現場動いてますかね？
動いてないですよ？
ちょっと確認が必要そうですね。
それから、これもハマ子委員担当の場所なんですけど、■■■■の隣、駐車場にする案件のところなんですけど、ここも進んでませんよね？

鈴木 ハマ子 委員
ぜんぜん進んでませんね。

事務局 ですよ～、ここって不動産屋も連絡付かなくて。
若い社長なんですけどね。

わかりました、工期過ぎてるところは全部連絡を入れたいと思います。
年明けの総会までにわかったものについてはお知らせいたします。

伊藤 信一 委員
はい。
すみません、貴重な時間。
先ほどの土盛り工事の話で、櫻井委員さんから出たんだけど、現在進行中のところもあれば中断してるっていうところもあるんですね。
神谷沢の■■■■の南側、新宮ヶ崎の2か所の土盛りね、これ高さがね～、高いと感じるんですよ。
あの高さで畑として機能するのって思うわけです。
届出するときに、工程表から図面から出すわけですよ？

残土買いますなんて看板まで建ててる場所なんかもあったりで、皆さんへ情報を共有させていただきたいということです。

それから2点目なんだけど、[]から来て[]に上っていくところ、高島の道路の十字路のところ、先月に[]の向かい、農地パトロールの調査箇所該当したところなんだけど。

あそこは10件の地権者がいるわけです。左は田んぼだから遊休地、右は土盛りしてますからちょっと別扱い。

10件の地権者がいるうちの2件の地権者について、年に1回も草刈りもしないので背の高い草が生い茂るわけです。

地権者によっては、きちんきちんと草刈りをされてる方、最低限年1回の草刈りをされる方とまばらなところなんだけど、当時の申請を見ると、令和4年度に皆で一気にしたんだよね。

それで、12月になったらその草を刈ってたんですね。

事務局にも問い合わせたんだけど、事務局の努力で地主さんに刈ってもらえた。

あそこっていうのは、今はもうクマ出てこないようだけど、クマの目撃情報があったけどもタヌキだったって間違ったところでしたよね？

[]に来られる観光客とかなんかもいっぱい通っていくところなんですけど、あそこの草をようやく刈った経緯とか、どういう努力してやったのかということ、それちょっと皆さんに情報提供してもらえますか？

あと1点目の話なんだけど、あそこは区画整理事業の話があるところじゃないですか？

そうすると、知ってる方に区画整理始まったのかは？って言われるわけ。

[]に行く駐車場の前にもう「ドンっ」ってあるわけですよ。

あそこについてはどのような対応をこれまで取っているかについて教えてもらえますか？2つについての質問ね！

事務局 それでは[]の方の話からですかね。

[]の向かいについては、田んぼに1.5mの盛土を行い、畑として利用する。至って普通の現状変更届なんです。

神谷沢地区の農業者など4名の方による盛土箇所です。

申請があり、内容を審査し、許可し、現場が動き始めたといった感じですが、現状あの状態であると。

私と橋本が事務局にまいりました令和6年度の農地パトロールで皆様と現地にまいりましたが、その当時は盛土工事が止まっていたんです。

その後に業者が来まして、施工業者が変わったと。

業者が変わってから施工再開までに時間がかかったようで、現地も少し滞っていたんですけど、動き始まったら今の状況で。

結構とまでは言いませんが、いただくんです、お電話を。

あそこは一体何をしているの？と。

信一委員おっしゃったように、区画整理始まったのかは？ですとか盛土量が度を超えてるよね！といった内容です。

どう考えても、畑にする盛り方じゃないだろうということですよね。

ある程度詳しい方なのかなという感じはいたしましたが。

それで、この間、業者に直接確認したんですが、業者も業者で、そもそも担当が現場のことをわかっていない、現場に行ってもいないので状況がわからないという感じでした。

状況を伝えなければならぬので、現状をお伝えしました。

言いましたのは、内容をまずは知ってますか？ということ。

区画整理じゃないんですよ、田んぼに盛土して畑として使うための単純な盛土工事ですよ？と。

何故こんなに時間がかかってるんですか？何故あの量の土が必要なんですか？と。

途中で業者が変更になったとはいえ、ここまで時間がかかる内容ではないですよということを伝えました。

まずは、担当なのであれば現地を見てるんですか？と聞きますと「いや見ていない」との回答でした。

現状のようにとっても畑として利用するための盛土工事とは思えないボリュームになっていることを全く知らない感じでありました。

そもそも、角地で長年畑をやっておられる、■■■■さんでしたかね、その方があの工事のおかげで雨が降る度に畑に浸水の影響を受けているというご相談がありました。

あれだけ盛ってますから、窪地になりますよね？

大雨降ると、全部、水が畑に入ってくるんだそうです。

だから、水がはけるように、間に堀を掘ってくれと頼んでいるにもかかわらず何の対応もしないんだそうです。

業者ではまず現地を確認させてくださいという返事だったんですが、まだ信用はできませんので、この業者に対して、当時の申請の際に書類に添付された計画書や図面の写しを付けまして、計画どおりの施工内容に戻すことと、■■■■さんへの対応をとることについて通知を出したいと思っておりまして。

もっと言いますと、所有者に対しても通知しなければならないかなと思っておりまして。

所有者さん、御自身の田んぼをあんな盛土をされて何とも思わないのかなって不思議で仕方ありませんでしたので、通知とまではいかなくともお手紙的なものは出そうと思っておりまして。

それから2点目は・・・、沢乙、菅谷台の件ですね。

あれはですね、単に・・・、まああれも盛土なんですけど、結局盛土後にそのままにしていたために、とんでもない状態になってしまったということですね。

課長と私で所有者のところ直接あたったんです、[REDACTED]の入り口ですし、面積も大きいので何とか草刈りお願いしますということで。

面積が大きい2か所について、まずお声がけさせていただきました。

お一方は、お父さんが亡くなって相続したんですが、その後バタバタだったので、時間を見て刈るようにしたいと思うとの回答をいただきました。

それからもうお一方は、お仕事上の関係ですとか親の介護もあり、わかってはいたんだけどなかなか手を付けられずにいたということでありました。

それで、その方はすぐには手を付けられるかわからないということではありましたが、念押しで、できるようになったら早いうちに対応をお願いしますということでお話ししてきたところでした。

ただ、その時点でいつになるかわからないような感じでしたので、野中に[REDACTED]さんってあるんですけど、社長から草を刈ってさらに細かくする乗用のモアを会社で所有しているということで、現地においても大丈夫なくらい細かくできるので、当然有料にはなってしまいますが、ご依頼いただければ対応はできますよというお話をいただきましたので、その方に[REDACTED]さんをご紹介いたしました。有料にはなりますが一度ご相談されてみてはいかがでしょうかと。

料金面で折り合うようであればお願いしてみてもどうですかとお話ししましたところ、そこのお付き合いがあるということで、早速依頼したようでして、それが今、信一委員さんがおっしゃたように[REDACTED]の入口の手前側ですけど、12月初めにはきれいに処理していただけたというわけであります。

町長も副町長も気に掛けられていた場所でしたので、きれいになってよかったなと思っているところであります。

後はもう1箇所の方ですね、こちらにつきましても前段でお話しいたしました、落ち着き次第、手を付けていただけるものと思っておりますが、面積も大きいところなので、もしかしたら時間はちょっとかかってしまうのではないかとはい思うんですけど。

刈っていただくにしても金額的にそこまでびっくりするような金額ではなかったので、そちらのご紹介をするのも一つかなと思っておりました。

なかなかあのくらい草が伸びてしまうと、人力でというのは厳しいのかなという感じですし、今回お一方の方は刈っていただけたので、何とかもうお一方の方もお願ひしたいところではあります、そうするとあのあたり一団できれいになりますので。

以前御連絡してから、時間が空きましたので、再度アタックしてみようと思います。

まず、手前側がきれいになれば・・・、ただその奥側がありますのでね～、奥側の方々にも同様に除草の依頼をしているんですが、奥側の方々には全員から言われたわけではないんですが、手前側の盛土、除草をしなかった管理不足が原因で、

自分の田畑に入っていくのさえ難しくなってしまったという見解を示されております。

伊藤 信一 委員

なるほどね。たださ、盛土工事っていうのは雑草を出すためにやるわけでは当然なくて、目的が決まってるわけですね。

かぼちゃ植えるとかビニールハウス建てるとかね、野菜作りますと。

櫻井委員言われたように、何も作ってないんですよ。町内のほとんどがそう。

来年の課題なのかな。誓約書きちゃんと取るとかね。

事務局 いや、そのとおりだと思います。

事務局としても手間になるんですよ、本来であれば必要のないやり取りになりますから。ただ、申請と言いますか届出があった際にはその辺を事前に念押ししたいと思います。

議 長 それでは、あとはよろしいですか？

なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

次に、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

補 佐 はい、長時間お疲れ様でございました。

では局長に代わりまして、次回総会の日程を申し上げます。

次回の令和7年度第10回総会の日程につきましては、令和8年1月23日（金曜日）午後2時から、利府町役場2階 第1会議室、この場でございますね、こちらで開催となりますので御参集いただきますようよろしくお願いいたします。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、年内の委員活動及び総会でのご審議と、大変お疲れ様でございました。

来年は委員改選の年となりますが、年明けも本年度の総会が残り3回ございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、どうぞよい年をお迎えください。

議 長 それでは、次回は年明け令和8年1月23日（金曜日）の午後2時から役場2階の第1会議室で開催いたしますので御参集願います。

他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

(意見等なし)

それでは、事務局からお願いします。

事務局 それでは長時間となってしまいましたが、最後でございます。

先ほどご審議いただきました「法令遵守の申し合わせ決議」の中にも盛り込んでおりますとおり、法令遵守を徹底するための研修等を実施することとしておりますことから、来月総会終了後に法令遵守に係る研修会を開催したいと思っておりますのでご承知願います。

25分間の動画を視聴いただく予定としております。

スクリーンとかいつものように準備いたします。

総会終了後、30分程度お時間をいただくようになりますので日程調整をよろしくをお願いします。

議 長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

補 佐 ありがとうございました。

5 閉 会

補 佐 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

補 佐 以上をもちまして、第9回 農業委員会総会を閉会いたします。
今年も1年間大変お疲れ様でした。
来年もどうぞよろしくお願いいたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和8年1月23日

5 番委員

堀井 孝一 

6 番委員

伊藤 英樹 